

誰もが働きやすい職場環境づくり助成金

男性育児休業の取得推進や多様な働き方の導入等、誰もが働きやすい職場づくりのための取組みに必要な経費の一部を助成することにより、県内企業等の「働き方改革」を進めることを目的とします。

助成額

男性育児休業取得推進コース：上限10万円
多様な働き方推進コース：上限24万円

助成率

助成対象経費の1/2以内（かがわ地方創生SDGs登録事業者は2/3以内）

募集締切

男性育児休業取得推進コース：令和6年12月10日（火）
多様な働き方推進コース：令和6年8月9日（金）

対象事業

かがわ働き方改革推進宣言企業が行う、次に掲げるいずれかの事業とします。
※ただし、男性育児休業取得推進コースについては、別途知事が定める県が行う男性の育児休業取得促進に係る事業に参加している事業者も対象となります。

助成対象事業	助成対象経費
(1)男性育児休業取得推進コース 男性労働者が育児休業取得しやすい職場環境づくりに関する社内研修・セミナーへの参加や就業規則の整備等を行う事業	① 就業規則等作成費 ② 相談・支援費 ③ 研修費
(2)多様な働き方推進コース 誰もが働きやすい職場環境づくりに関する就労環境改善のシステム・設備導入や就業規則の整備等を行う事業	① 就業規則等作成費（上限：10万円） ② システム・設備等導入費 ③ 施設等改修費 ④ 研修費（上限：10万円）

- 上記助成対象経費等の詳細については、募集要項をご確認下さい。
- 土地の取得費用、既存施設の取り壊し費用、消費税及び地方消費税は対象外です。
- 事業は助成金の交付決定以降に開始し、令和7年2月28日（金）までに完了するものが対象となります。

手続きの流れ

- ① 申請書・事業計画書 提出（事業者→県）
- ② 審査・交付決定通知（県→事業者）
- ③ 実績報告書作成・提出（事業者→県）
※事業完了後30日以内又は、令和7年3月10日（月）まで（いずれか早い日）
- ④ 審査・助成額確定通知（県→事業者）
- ⑤ 請求書作成・提出（事業者→県）
- ⑥ 支払い（県→事業者）

対象事業者

助成金の支給を受けようとする事業者は、次の1から6のいずれにも該当することが要件です。

支給要件		チェック
1	香川県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業事業主であること。	
2	「かがわ働き方改革推進宣言※」を行っていること又は助成金申請時までに当該宣言を行う予定であること。（ただし、男性育児休業取得推進コースについては、別途知事が定める県が行う男性の育児休業取得促進に係る事業に参加している者も対象とする）	
3	過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと。	
4	過去3年間に悪質な不正行為により国又は地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む。）を受け、又は受けようとしたことにより当該助成金等の不交付措置を執られていないこと。	
5	雇用保険の適用事業主であること。	
6	県税の滞納がないこと。	

※『かがわ働き方改革推進宣言』県内の企業等が「働き方改革」についての取組み目標を県のホームページに登録し、広く公表するものです。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/mark-koufu.html>

様式のダウンロード

助成金の詳細については、「誰もが働きやすい職場環境づくり助成金交付要綱」及び「誰もが働きやすい職場環境づくり助成金募集要項」をご覧ください。交付要綱、募集要項及び所定様式は県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/daremogahatarakiyasuku.html>

申請受付・問い合わせ先

香川県商工労働部労働政策課 総務・労政グループ

香川県高松市番町四丁目1-10

Tel: 087-832-3370 Fax: 087-806-0211

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/index.html>

『かがわ働き方改革推進宣言企業マーク』

